

6. その他

(1) 是正の要求等に関する調 (平成21年4月1日 から 平成24年3月31日 まで)

ア 法第245条の5による是正の要求に関するもの

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	是正の要求の内容	自治事務又は第2号法定受託事務の別	当該要求に係る事務を担当する長・教育委員会・選挙管理委員会の別	要求年月日	都道府県からの要求又は第4項の規定に基づく国からの直接要求の別	国の担当府省庁名(第2項の指示の場合も含む。)	違反の是正又は改善のために講じた措置
福島県	矢祭町	住民基本台帳法第30条の5、第30条の44等の規定に基づく事務の執行を行わないことは違法であるため、当該事務を速やかに執行するよう要求する。	自治事務	町長	H21.8.12	都道府県からの要求	総務省	
計	団体	1件	自治事務 1件 第2号法定受託事務 0件			都道府県からの要求 1件 国からの直接要求 0件		

イ 法第245条の6による是正の勧告に関するもの

都道府県名	市町村名	是正の勧告の内容	勧告年月日	当該勧告に係る事務を担当する長・教育委員会・選挙管理委員会の別	違反の是正又は改善のために講じた措置
千葉県	印西市 (本埜村)	平成21年7月7日に請求のあった臨時会の招集に対し、平成21年8月6日現在においても議会を招集しないことは、地方自治法第101条第3項及び同条第4項に違反するため、議会を招集することを勧告する。	21. 8. 6	村長	特段の措置なし
千葉県	印西市 (本埜村)	平成21年11月24日に請求のあった臨時会の招集に対し、平成21年12月15日現在においても議会を招集しないことは、地方自治法第101条第3項及び同条第4項に違反するため、議会を招集することを勧告する。	21. 12. 15	村長	特段の措置なし
鹿児島県	阿久根市	地方自治法第101条第3項の規定による臨時会の招集の請求があったにもかかわらず、いまだに議会を招集しないことは同条第4項に違反するため、速やかに臨時会を招集するよう勧告する。	22. 7. 2	市長	特段の措置なし
鹿児島県	阿久根市	臨時会を招集しないままの違法状況のもとで行った補正予算の専決処分については違法であると言わざるを得ないため、早急に臨時会を招集するとともに、補正予算について議会の議決を得るよう勧告する。	22. 7. 23	市長	特段の措置なし
計	2団体		4件		

ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの

(ア) 第1号法定受託事務に関するもの

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>

ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの
 (イ) 第2号法定受託事務に関するもの

都道府県名	市町村名	都道府県の是正の指示の内容	当該指示に係る事務を担当する長・教育委員会・選挙管理委員会の別	都道府県の指示年月日	違反の是正又は改善のために講じた措置
千葉県	浦安市	公職選挙法第48条の2第3項で準用する同法第41条第1項の規定による期日前投票所の告示がなされていないため、是正を指示する。	選挙管理委員会	23.4.2	特段の措置なし
計	1団体		1件		

エ 法第245条の8による代執行等に関するもの
 (ア) 第1号法定受託事務に関するもの

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分 <該当なし>

(イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>